

介護保険料の改定

平成30年度から介護保険料が変わりました

介護保険制度では、3年ごとに介護サービスにかかる費用(保険給付費)の見込みをもとに保険料の見直しが行われます。
これにより町は昨年度に見直しを行い、平成30年度からの保険料を改定しました。

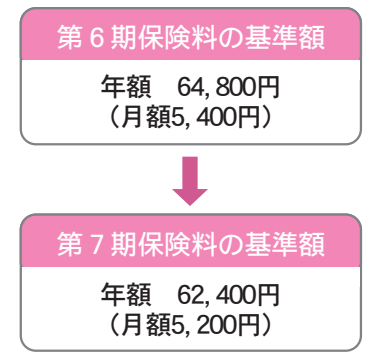
改定の概要

町は平成30年度～32年度の「金ケ崎町高齢者福祉計画」第7期介護保険事業計画を策定し、平成30年度～32年度の町の介護サービス費を推計しました。
65歳以上の人(第1号被保険者)に負担していただく介護保険料については平成30年度～32年度の町の介護サービス費の見込みから、

平成30年度からの主な変更点など

第7期からの保険料の変更点は次のとおりです。
①介護サービスにかかる費用のうち、65歳以上の人の負担割合を22%から23%に引き上げ。
②低所得者対策として、第1段階の保険料を公費(国・県・町)を投入して、31800円から28100円に軽減。

29年度	●負担割合 22%	●保険料年額 31,800円～113,400円
30年度	●負担割合 23%	●保険料年額 28,100円～109,200円



基準額を年額62,400円(月額5,200円)に改定しました。

この基準額をもとに算定された所得段階別保険料は下表のとおりです。
高齢化率の上昇に伴う要介護等認定者数の増加が予想されることですが、介護給付費準備基金からの取り崩し(9250万円)などにより保険料負担の軽減を図り、引き下げ幅を基準額で年額2400円としています。

〔表〕所得段階別保険料

	第7期 (H30年～32年)	第6期	
所得段階	対象者	保険料年額	
第1段階	生活保護、老齢福祉年金受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	31,200円 ※(28,100円)	32,400円 ※(31,800円)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	43,700円	45,300円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	46,800円	48,600円
第4段階	本人が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	58,200円	60,400円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	62,400円	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	76,500円	79,400円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	81,200円	84,200円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	93,600円	97,200円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	99,900円	103,600円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上の人	109,200円	113,400円

※公費による保険料軽減後の金額

介護保険料のよくある質問

- Q介護保険料はだれが納めるの？**
65歳以上の人(第1号被保険者)1人1人が納めます。
- Q介護保険料の納め方は？**
納付方法は、年金から天引きになる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納める「普通徴収」の2種類ありますが、介護保険料は原則として特別徴収により納付することとなっているため**自分自身で納付方法を選択できません**。ご理解とご協力をお願いします。
- Q特別徴収の対象者は？**
対象年度の4月1日時点で、次のすべてに該当する人が対象となります。偶数月の年金支給日に、年金から保険料が天引きされます。(年6回)
▶老齢・退職・障害・遺族年金のいずれかを受給している人▶上記の年金を年額18万円以上受給している人
- Q特別徴収の仮徴収とは？**
年6回の特別徴収のうち、4・6・8月の年金天引きを「仮徴収」といいます。保険料決定の基になる前年所得を6月に確定するため、この間は原則として、**2月の特別徴収額と同額を年金から天引きします**。また、確定した前年所得を基に決定した年間保険料額から、仮徴収額を差し引いた金額を10・12・2月の年金天引きにより納めていただきます。(下図参照)
平成30年度から所得段階別保険料を変更していますが、仮徴収額には影響せず、10月以降に天引きされる額において調整されますので、ご注意ください。
- Q普通徴収の対象者は？**
次のいずれかに該当する人は特別徴収の対象となりませんので、納付書等により納付していただきます。
▶対象年度の途中で65歳になった人▶対象年度の途中で他市町村から金ケ崎町に転入した人▶現況届の未提出などに伴う、一時的な年金の支給停止があった人 など
※これらの人でも、特別徴収ができる状態になった場合は、特別徴収が開始(再開)されます。
- Q普通徴収の納付方法は？**
介護保険料納入通知書(納付書)を送付しますので、役場税務課や金融機関の窓口で納めてください。
▶1年間の保険料を7月から12月までの6回に分けて納めます。▶各月の納期限は、その月の末日です。(ただし12月のみ25日前後。また、末日が土曜・日曜日または祝祭日に当たる場合は、翌営業日。)
- Q年度途中で65歳になる人の保険料は？**
65歳に到達する月の翌月に送付される納入通知書(納付書)で納めていただきます。特別徴収の開始までに一定期間を要し、すぐに年金天引きされないためです。なお、特別徴収へは自動的に切り替わりますので、お手続きは不要です。
また、64歳まで(第2号被保険者)は、加入する健康保険(医療保険)の保険料の中で、医療分と合わせて介護分を負担していますが、この保険料と介護保険料が重複して徴収されることはありません。

